

様式第17号中「所属課、(所)」を
「所属チーム、(所)」に改める。

様式第28号中「課(所)長」を
「チームリーダー(所長)」に改める。

様式第40号中「課(所)長」を「チームリーダー(所長)」に改める。

様式第42号及び第44号中「住所(課、所)」を「住所(チーム、所)」に改める。

様式第46号の2中「主務課(所)」を
「主務チーム(所)」に改める。

様式第46条の3中「課(所)」を「チーム(所)」に、
「主務課所」を「主務チーム(所)」に改める。

様式第53号及び様式第54号中「主管課(所)」を

「主管チーム(所)」に改める。

様式第55号中「課(所)長 係長 係」を
「チームリーダー(所長) ユニットリーダー ユニット」

に、「課(所)長 回議」を
「チームリーダー(所長) 回議」に、「主務課(所)」を
「主務チーム(所)」に改め、同様式の備考の2中「出納課所」
を「出納チーム(所)」に改める。

様式第56号中「課(所)」を「チーム(所)」に改める。
(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

9 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の本庁の課長の項中「課長」を「チームリーダー」に改める。

経営企画課



長野県告示第297号

県・市町村職員交流研修規程(昭和54年長野県告示第175号)の一部を次のように改正します。

平成18年 3月31日

長野県知事 田中 康夫

第13条の見出しを「(主務チーム)」に改め、同条中「市町村課」を「市町村チーム」に、「人事活性化チーム」を「人財活用チーム」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

市町村課

長野県告示第298号

長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の一部を次のように改正します。

平成18年 3月31日

長野県知事 田中 康夫

第2条第1号中「次に掲げる施設等」を「次に掲げる県内の施設等」に、「アの(ケ)」を「ケ」に、「助産師」を「助産師」に改め、同号のア及びイを次のように改める。

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定により許可を受けた病院のうち、病床数が200床未満のもの若しくは精神病床が80パーセント以上を占めるもの又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された市町村の区域にあるもの

イ 医療法第7条の規定により許可を受け、又は同法第8条の規定により届出をした診療所

第2条第1号に次のように加える。

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設

エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第6項に規定する指定医療機関

オ 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設

カ 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センター(次号において「母子健康センター」という。)

キ 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村(次号において「特定町村」という。)

ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業(同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(次号において「訪問看護事業所」という。)

ケ 県立病院

第3条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定によるほか、長野県木曾看護専門学校に在学している者で将来長野県立阿南病院又は長野県立木曾病院において看護師の業務に従事することを条件として修学資金の貸与を受けようとするものに対する当該修学資金の貸与の額は、月額8万円とする。

第12条第1項第2号中「第2条第1号のア若しくはイ」を「、第2条第1号のアからケまで」に、「施設等(在学する養成施設が学校教育法による高等学校である者については県内に限る。第4号及び第5号並びに第13条第1項第1号及び同条第4項において同じ。)」を「県内の施設等」に改め、同項第5号中「第2条第1号のア若しくはイに掲げる施設等」を「第2条第1号のアからケまで」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第2条第1号のア若しくはイに掲げる施設等」を「第2条第1号のアからケまで」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「直ちに」を「直ちに、」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 長野県木曾看護専門学校に在学している者で将来長野県立阿南病院又は長野県立木曾病院において看護師の業務に従事することを条件として修学資金の貸与を受けたものが、当該学校を卒業した日から1年以内に看護師の免許を受けなかったとき、又は当該免許を受けた後、直ちに、これらの病院において看護師の業務に従事しなかったとき。

第13条第1項第1号中「第2条第1号のア若しくはイ」を「第2条第1号のアからケまで」に、「施設等」を「県内の施設等」に、「同号のアの(ク)」を「同号のク」に、「同アの(7)から(カ)」を「同号のアからカ」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 第3条第3項の修学資金の貸与であった場合で、長野県木曾看護専門学校を卒業した日から1年以内に看護師の免許を取得し、直ちに、長野県立阿南病院又は長野県立木曾病院において看護師の業務に従事し、かつ、従事した期間が4年間(災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により看護師の業務に従事しなかった期間がある場合は、当該従事しなかった期間を4年に加えた期間)継続したとき。

第13条第4項第1号中「第2条第1号のア又はイ」を「第2条第1号のアからケまで」に、「施設等」を「県内の施設等」に、「同号のア又はイ」を「同号のアからケまで」に改める。

第15条第1項第2号中「又は」を「(第3条第3項に規定する者が、長野県木曾看護専門学校を卒業後、さらに異種の養成施設に修学している場合を除く。)又は」に改め、同条第2項第1号中「第2条第1号のア若しくはイ」を「第2条第1号のアからケまで」に、「施設等」を「県内の施設等」に改める。

第20条中「第2条第1号のア若しくはイに掲げる施設等」を「第2条第1号のアからケまで」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号)(第6条関係)

看護職員修学資金貸与申請書

年 月 日

長野県知事 殿

本人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

下記のとおりですから、長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）に基づく看護職員修学資金を貸与してください。

記

住 所	(郵便番号)		(電話番号)		
ふりがな氏名		生年月日			
在学する養成施設 又は大学院修士 課程を置く大学	所在地		現学年	学年	
	名称		入学年月日		
	課程	准看護師・看護師2年・看護師3年・保健師・助産師・短大・大学・修士課程			
希望貸与月額	円				
希望貸与期間	年 月 日～ 年 月 日 (年間)				
卒業後の意思 (就職について)	1 就業 (第2条第1号 ・ 第2条第2号) 2 進学 (保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ その他 ())				
連帯保証人	住 所	(郵便番号)		(電話番号)	
	ふりがな氏名		生年月日		
	本人続柄		職業		
	年 収	税 込 円			
	住 所	(郵便番号)		(電話番号)	
	ふりがな氏名		生年月日		
	本人続柄		職業		
	年 収	税 込 円			

様式第2号中 「既往自覚」 を 「既往症自覚症状」 に、「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

様式第3号中 「養成施設の長氏」を 「養成施設又は大学院修士課程を置く大学の長氏」に改める。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

(様式第4号)(第12条関係)

看護職員修学資金返還明細書

年 月 日

長野県知事

殿

決定番号 第 号

郵便番号
住 所

氏 名 ㊟

電話番号

下記のとおり、看護職員修学資金を返還します。

記

貸 与 総 額		貸与を受けた 養成施設又は 大学院修士課 程を置く大学名	
貸与された期間	貸与開始から終了までの期間 年 月から 年 月まで(か月)		
	途中休止のあつた期間 (か月)		
	差引貸与を受けた期間 (か月)		
免 除 額			
返 還 額			
返 還 の 理 由			
返 還 開 始 年 月 及 び 変 還 回 数	年 月 から (回払)		
返 還 方 法	月 賦 ・ 半年賦		
備 考			

(注) 免除額のある場合は、看護職員修学資金返還債務免除申請書(様式第5号)を添付すること。

(様式第5号)(第14条関係)

看護職員修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

長野県知事 殿

決定番号 第 号

郵便番号
住 所

氏 名 ㊟

電話番号

下記のとおり、看護職員修学資金修学資金の返還債務を免除してください。

記

貸 与 総 額		貸与を受けた 養成施設又は 大学院修士課 程を置く大学名	
貸 与 期 間	年 月 (年 月から 年 月まで)		
免除を願出理由			
免 除 希 望 額			
業務の種別、期間 及び従事場所			

様式第6号中「氏名」を「郵便番号
住所
氏名
電話番号」に、

「返還債務の履行期」を

「貸与を受けた養成施設
又は大学院修士課程を
置く大学名」に改める。
返還債務の履行期

様式第7号中「氏名」を「郵便番号
住所
氏名
電話番号」に改める。

様式第8号を次のように改める。

(様式第8号)(第18条関係)

進 学 届

年 月 日

長野県知事 殿

決定番号 第 号

郵便番号
住 所

氏 名 印

電話番号

下記のとおり進学しました。

記

区 分	名 称	期 間 等
卒業した養成施設又は修了した 大学院修士課程を置く大学		年 月 日卒 業 又は修了
引き続いて在学することとなった 養成施設又は大学院博士課程を 置 く 大 学		年 月 日入 学 年 月 日卒業見込又 は修了見込
同上施設卒業後又は同上課程修了後 引き続いて県内の施設等に 就 業 す る 意 思 の 有 無	有	無

上記のとおり、入学したことを証明します。

年 月 日

(引き続いて在学することとなった養成施設又は大学院博士課程を置く大学の長)

印

様式第9号中「氏名 ④」を「郵便番号 住所 氏名 ④」に改める。
電話番号

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

(様式第10号)(第19条関係)

保 証 人 変 更 届

年 月 日

長野県知事 殿

決定番号 第 号

郵便番号

住 所

氏 名 ④

電話番号

新連帯保証人 氏 名 ④

下記のとおり連帯保証人を変更します。

記

貸与を受けた養成施設 又は大学院修士課程を 置く 大 学 名				
旧連帯保証人	住 所			
	氏 名			
新連帯保証人	住 所	(郵便番号)		
		(電話番号)		
	ふりがな 氏 名		生年月日	
	本人との続柄		職 業	
年 収	税 込	円		

(様式第11号)(第20条関係)

就 業 届 年 月 日 長野県知事 殿 決定番号 第 号 郵便番号 住 所 氏 名 ㊟ 電話番号 下記のとおり就業しました。 記	
貸与を受けた養成施設 又は大学院修士課程を 置く 大 学 名	
卒 業 年 月 日	年 月 日
免 許 取 得 状 況	登録 年 月 日 第 号 (准看護師・看護師・保健師・助産師) 免 許
就 業 年 月 日	年 月 日
就 業 場 所	
上記のとおり、就業していることを証明します。 年 月 日 就業機関の長 ㊟	

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1号に次のように加える改正規定(指定医療機関に係る部分に限る。) 平成18年10月1日
 - (2) 第2条第1号のア及び次項の規定 平成19年4月1日
- 2 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程(以下「改正後の規程」という。)第2条第1号のア、第12条第1項第2号、第5号及び第6号、第13条第1項第1号及び第4項第1号、第15条第2項第1号並びに第20条の規定は、平成19年3月31日以後に改正後の規程第2条第1号に規定する養成施設の修業年限を満了する者から適用する。
(経過措置)
- 3 平成18年4月1日前にこの告示による改正前の長野県看護職員修学資金貸与規程第3条第1項に規定する修学資金(大学院修士課程に在学する者に係るものを除く。)の貸与の決定があった者に係る改正後の規程第12条第1項第2号、第5号及び第6号、第13条第1項第1号及び第4項第1号、第15条第2項第1号並びに第20条の規定の適用については、これらの規定中「県内の施設等」とあるのは「県内の施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」とする。
- 4 平成19年3月31日に長野県木曾看護専門学校の修業年限を満了する者に係る改正後の規程第13条第1項第4号の規定の適用については、同号中「4年間」とあるのは「2年間」と、「4年に」とあるのは「2年に」とする。

医 務 課

長野県収用委員会告示第1号

長野県収用委員会運営規程（昭和54年長野県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県収用委員会

第6条中「住宅部建築管理課土地・景観室」を「企画局土地・景観チーム」に改める。

第7条中「住宅部建築管理課土地・景観室」を「企画局土地・景観チーム」に改め、同条第1号を次のように改める。

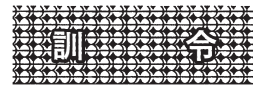
(1) 土地・景観チームリーダー

第7条第2号中「第51条の2第2項第7号」を「第51条の20第7号」に改め、同条第3号中「第51条の2第2項第10号」を「第51条の20第10号」に改める。

第8条（見出しを含む。）及び第19条第2項中「建築管理課土地・景観室長」を「土地・景観チームリーダー」に改める。

別表第2中「建築管理課土地・景観室長」を「土地・景観チームリーダー」に改める。

建築管理課土地・景観室



長野県訓令第2号

本庁内部部局
企業局本庁
議会事務局
行政委員会事務局
監査委員事務局
警察本部

長野県庁消防規程（昭和46年長野県訓令第14号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2条第3号中「長野県議会事務局規程（昭和31年議会告示第1号）第3条第1項」を「長野県議会議員会館消防計画（平成16年4月1日施行）第3条」に改め、同条第4号中「課長等」を「チームリーダー等」に、「本庁の課又は室（危機管理室を除く。）の長、チームリーダー、産業活性化・雇用創出推進局長、企業局の本庁の課長」を「本庁のチーム又は室の長、企業局の本庁のチームリーダー」に、「教育委員会事務局の課長、人事委員会事務局次長、監査委員事務局次長、地方労働委員会事務局次長」を「教育委員会事務局のチームリーダー、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長」に改める。

第4条第2項中「総務部管財課長」を「総務部財産活用チームリーダー」に、「総務部管財課課長補佐」を「総務部財産活用チームのユニットリーダー」に、「課長等」を「チームリーダー等」に改め、同条第3項中「総務部管財課内」を「総務部財産活用チーム内」に改める。

第7条第1項中「課及び室（課長等）」を「チーム及び室（チームリーダー等）」に改め、同条第2項中「課長等」を「チームリーダー等」に改め、同条第3項中「課長等」を「チームリーダー等」に、「その課及び室」を「そのチーム及び室」に改める。

第8条第1項中「受けなければならない。」を「受けなければならない（あらかじめ財産活用チームの使用承認を受けた電気ストーブを除く。）」に改める。

別表の防護班の項中

- 1 出火時における電気設備、ガス、危険物関係設備等の
安全措置
- 2 救助袋地上開口部周辺の障害物の除去

を

- 1 出火時における電気設備、ガス、危険物関係設備等の
安全措置
- 2 救助袋地上開口部周辺の障害物の除去
- 3 水防活動

に改める。

管財課